

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 5 月 2 2 日

九州経済産業局長 星野 光明 殿

多久市長 横尾 俊彦

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

日本全体が人口減少社会となる中、令和2年の国勢調査では、多久市の人口は、18,295人であり、前回（平成27年）調査時の19,749人から1,454人減少しており、7.36%の減少率となっている。また、65歳以上の人口の割合は増加しており、前回調査時の31.9%から36.9%となり、全国平均より高い水準となっている。

【産業構造】

産業構造についても、令和2年国勢調査によると、第1次産業8.1%、第2次産業27.4%、第3次産業64.5%となっており、第3次産業の構成が高くなっている。

【中小企業の実態】

全業種に共通する課題として「大幅な賃上げ」のほか「経営者の高齢化・後継者不足」、「構造的な人手不足」、「原材料・エネルギーコスト等の上昇」更には「自然災害の頻発化・甚大化」、「アメリカの貿易政策」など様々な課題に直面している。このことで、利益率が下がると共に経営環境が不安定となっており、これからの経営の見通しへの対応に苦慮している事業者が多くなっている。

この様な中、特に多久市においては「人手不足と賃上げ」により営業時間を短縮せざるを得ない事業者も散見され、中小企業・小規模事業者にとっては生産性の向上は元より、まずは雇用を確保することが喫緊の課題となっている。また、「原材料・エネルギーコスト等の上昇」についても継続しており大変厳しい状況にある。

こうした時代の転換期・変化の時期では事業者は過去の延長で日々の経営を続けていく従来型のビジネスモデルでは立ちいかなくなる中、時代に乗り遅れず中小企業・小規模事業者がこれからも生き残っていくためには事業の効率化や販路の拡大並びに働き方改革など様々な努力を重ねて稼ぐ力を高めていく必要がある。

そのためには経営そのものの改善はもとより IT や DX・AI の活用などにおいて事業者自身が様々な工夫や努力を積極的に行い変化・成長していくことが重要である。

(2) 目標

導入促進基本計画を策定し、中小企業者の投資を促すことで、経済発展を目指す。具体的な目標として、計画期間中に5件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業者の幅広い取り組みを促すため、導入を促進する本計画の対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

対象地域については、市内における全ての地域で中小企業者が事業を営んでおり中小企業者による幅広い取り組みを促すため本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

対象業種・事業については、市内の事業者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、対象業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は令和7年6月29日～令和9年3月31日とする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、及び5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員の削減を目的とした取り組みは計画認定の対象としない。

(2) 市税の滞納がある事業者は計画認定の対象としない。

(3) 公序良俗に反する取り組みや、反社会勢力と関係が認められる事業者は計画認定の対象としない。